

作成日 2022 年 1 月 14 日
(最終更新日 2022 年 1 月 14 日)

「情報公開文書」(Web ページ掲載用)

受付番号: 2021-1-1079

課題名: 手指術後のリハビリテーション実施量が手指機能に与える影響と患者因子に関する後ろ向き研究

1. 研究の対象

2019 年 4 月～2022 年 9 月末までに仙台医療センターにて手指の手術を受け、その後リハビリテーションを受けられた 20 歳以上の方。

2. 研究期間

2022 年 3 月(倫理委員会承認後)～2023 年 3 月

3. 研究目的

本研究は、手指術後のリハビリテーション実施量が手指機能に与える影響と最適なりハビリテーション実施量を明らかにすること、そしてリハビリテーション実施量に影響を与える患者因子を明らかにすることを目的としています。

4. 研究方法

本研究は手指の手術を受け、その後リハビリテーションを実施した方を対象にリハビリ終了時における手指機能とリハビリテーション実施量との関連、そしてリハビリテーション実施量に影響を与える患者因子を検討する後ろ向き研究です。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

手指機能: 関節可動域、握力など

患者情報: 性別、利き手、職業、労災、家族の有無、通院所要時間、通院手段など

疾患情報: 疾患名、損傷指、重症度など

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

東北大学大学院医学系研究科

国立病院機構仙台医療センター リハビリテーション科 佐々木 孝祐

8. 利益相反(企業等との利害関係)について

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先

研究責任者:

東北大学大学院医学系研究科障害科学専攻肢体不自由学分野
教授 出江紳一

住所:宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

電話:022-717-7338

研究担当者:

国立病院機構仙台医療センター リハビリテーション科
佐々木 孝祐

住所:宮城県仙台市宮城野区宮城野二丁目 11 番 12 号

電話:022-293-1111

研究代表者:

東北大学大学院医学系研究科障害科学専攻肢体不自由学分野
教授 出江紳一

住所:宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

電話:022-717-7338

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先:「9. お問い合わせ先」

注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

< 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3) >

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

< 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1) >

研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

法令に違反することとなる場合